

年金・医療

「社会保険料(国民年金保険料)

控除証明書」

年末調整・確定申告まで 大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告の際に全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から11月中旬までに送付されますので、年末調整や確定申告の際にはこの証明書を添付してください。

また、10月1日から12月31までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した方には、来年の1月下旬に送付の予定で

す。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができるので申告の際にお尋ねください。

問合せ先

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570-070-117

※電話料金は一般的の固定電話の場合、市内通話料金でご利用できます。ただし、携帯電話の場合は全額お客様負担となります。

※一律電話などの方は、☎ 03-6700-1130へお電話ください。こちらの番号の通話料金は全額お客様負担となります。

受付時間 11月1日(月)～平成23年3月15日(火)
分～午後5時15分

受付時間

午後4時

◇ 第2土曜日 午前9時30分～
※祝日、12月29日(水)～1月3日(月)は、ご利用いただけません。

扶養親族等申告書は 期限までに提出を

年金受給者の皆さまへ

老齢や退職を支給事由とする

年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金・遺族年金は課税されません)。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成23年分「扶養親族等申告書」が送付される方

65歳未満
年金額が108万円以上
65歳以上
年金額が158万円以上

問合せ先

刈谷年金事務所お客様相談室
☎ 052-211-115

平成21年度衣浦衛生組合一般会計歳入歳出決算

衣浦衛生組合は、高浜市と碧南市で構成されている一部事務組合です。

主な事業

①し尿の処理(衛生センター)

家庭から収集された、生し尿、浄化槽汚泥の処理

②ごみの処理(クリーンセンター衣浦)

家庭から収集された、可燃ごみ・粗大ごみ、事業系の一般廃棄物の処理

③ごみの再生処理(リサイクルプラザ)

再利用できると判断された、粗大ごみや家庭にある不用品でまだ使えるものの展示・販売

④温水プールと浴場の運営(サン・ビレッジ衣浦)

クリーンセンターのごみ焼却余熱を利用した、温水プール、お風呂施設の運営

⑤火葬場の運営(衣浦斎園)

問合せ先 衣浦衛生組合事務局

☎ 052-41-3479

歳入	科目(款)	金額(千円)	内 容
	分担金及び負担金	1,978,467	高浜市・碧南市の分担金
	使用料及び手数料	177,710	ごみ処理、リサイクルプラザ、サン・ビレッジ、衣浦斎園の施設使用料
	繰 越 金	83,309	20年度からの繰越金
	諸 収 入	23,400	資源リサイクル物の売却金など
	歳 入 合 計	2,262,886	

歳出	科目(款)	金額(千円)	内 容
	議 会 費	861	組合議会運営に伴う費用
	総 務 費	99,628	組合総括事業に伴う費用
	衛 生 費	1,689,308	清掃・環境衛生事業に伴う費用
	公 債 費	400,260	建設事業費借入金の償還費用
	予 備 費	0	
	歳 出 合 計	2,190,057	